

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市水道事業給水条例 （昭和35年条例第14号） 第35条	加入金、料金、手数料等の減 免又は徴収の猶予	給排水課

- 1 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。